

議案第 37 号

亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部改正について

亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一
部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 5 月 29 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一
部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例

亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年亀山市条例第150号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

189,000 円	294,000 円	409,000 円	544,000 円
179,000 円	279,000 円	379,000 円	484,000 円
169,000 円	268,000 円	363,000 円	463,000 円
164,000 円	253,000 円	338,000 円	428,000 円
154,000 円	233,000 円	308,000 円	388,000 円
144,000 円	214,000 円	284,000 円	359,000 円

「

729,000 円	929,000 円
659,000 円	859,000 円
609,000 円	799,000 円
574,000 円	759,000 円
514,000 円	684,000 円
469,000 円	639,000 円

を

239,000 円	344,000 円
229,000 円	329,000 円
219,000 円	318,000 円
214,000 円	303,000 円
204,000 円	283,000 円
200,000 円	264,000 円

」

459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円
429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円
413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円
388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円
358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円
334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(退職報償金の内払)

- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。